

**JQA 総合製品安全認証制度  
(S-JQA マーク認証制度)  
お申し込みの手引き**



**2016年6月1日**

**一般財団法人 日本品質保証機構**

## 目次

1. はじめに	1
1-1 JQA について	1
1-2 S マーク認証制度	1
1-3 JQA の S マーク認証	1
2. JQA の業務について	2
2-1 JQA の S マーク認証品目	2
2-2 データ活用について	2
2-3 申込者の権利と義務について	2
2-4 S-JQA マーク認証に関する苦情および異議申し立てについて	2
3. 手続きについて	3
3-1 申し込み	3
3-2 製品試験・初期工場調査の実施	4
3-3 認証の決定	4
3-4 契約の締結	4
3-5 認証書の発行	4
3-6 初回ロット検査	4
3-7 申し込み内容の変更・取り下げについて	5
4. S-JQA マーク認証製品への表示	5
5. 認証取得者の権利と義務について	5
6. S-JQA マーク認証の一時停止、取り消しまたは契約解除について	5
7. 費用について	6
添付 1:表-1 製品カテゴリー／品目カテゴリー分類表	8
添付 2:図-1 S-JQA マーク認証取得までの流れ	10
添付 3:「S-JQA マークのご利用にあたって」	11

## 1. はじめに

### 1-1. JQA について

一般財団法人日本品質保証機構(JQA)は、1957年に当時の民法第34条に基づき財団法人として設立され、その後、公益法人制度改革関連三法により、2011年4月1日に一般財団法人に移行した法人です。

当機構は、主に手数料等の事業収入によって運営され、第三者試験・検査・認証等機関として事業を実施し、公平性・中立性を保持しています。

当機構概要および当機構の実施している認証、登録、試験等については当機構ホームページ：<http://www.jqa.jp> をご覧ください。

### 1-2. S マーク認証制度

S マーク認証制度は、認証機関、製造者、消費者、流通事業者、学識経験者等で構成する電気製品認証協議会が運営している制度です。認証を希望される製品とその製造工場を公正中立な第三者が専門的な立場で検査し、安全基準への適合性を客観的に証明するもので、自己責任原則に基づく事業者の自己確認を補完する役割を担っています。

S マーク認証制度はあらゆる電気製品を対象に1995年から開始された第三者認証制度ですが、法律で義務付けられた制度ではありません。そのため、第三者の確認(認証)を受けるか否かは事業者の意志で決めることとなります。

詳しくは、電気製品認証協議会(SCEA)のホームページをご覧ください。

<http://www.s-ninsho.com/index.html>

### 1-3. JQA の S マーク認証

当機構は、1995年からS マーク認証制度の認証機関として、S-JQA マーク認証を実施しています。

## 2. JQA の業務について

当機構は、申し込みいただいた電気製品の試験基準に基づく評価および製造する工場の調査を行い、適合と判断した場合に当該に対し、S-JQA マーク認証書を発行します。

S-JQA マーク認証は、国内および海外事業者、輸入事業者または販売事業者等から申し込みを受け付けます。国内および海外事業者、輸入事業者または販売事業者等に代わって申し込みをされる場合には、委任状を提出してください。

次のような場合には、申込受付をお断りさせていただくか、認証の評価実施を保留とさせていただきます場合があります。

- (1) 申込内容が、違法行為、公序良俗違反行為、反社会的な行為、その他当機構の業務遂行に支障を来す行為、またはその恐れのある組織・団体等からの申し込み該当する場合。
- (2) お客様において、資産、信用状態が悪化し、またはその恐れがある場合。
- (3) 当機構が必要と判断する供試品等をご提出いただけない場合。
- (4) 申込内容が、当機構において対応することが技術的に困難なものであった場合。
- (5) その他、申し込みについて当機構が不適切と判断した場合

### 2-1. JQA の S マーク認証品目

Sマーク認証品目は、製品カテゴリー／品目カテゴリーごとに分類された管理が行われます。製品カテゴリー／品目カテゴリーにつきましては、添付1の表-1に記載しています。

### 2-2. データ活用について

#### (1) 製品試験のデータ活用

当機構は、S-JQA 登録ラボ(メーカーラボ)による試験レポートまたは、IECEE 制度に基づく証明書(CB 証明)・試験報告書(CB 証明)、CMJ 登録制度に基づく試験報告書を、製品試験データとして活用します。

活用を希望する試験報告書がありましたら、申込書に記載してください。

#### (2) 初期工場調査のデータ活用

当機構が実施した工場調査レポート、S マーク認証制度において他認証機関が実施した工場調査レポート、品質マネジメントシステム(ISO 9001)や JIS マーク表示制度等の工場調査レポートを初期工場調査レポートとして活用できます。

活用を希望する試験報告書がありましたら、申込書に記載してください。

### 2-3. 申込者の権利と義務について

申込者の権利と義務については、申込書の「JQA認証・試験・海外認証等のお申し込みに関する了承事項」に記載していますので、ご確認ください。

認証取得後のS-JQAマーク認証取得者の権利と義務については、契約書に別に記載しています。

### 2-4. S-JQA マーク認証に関する苦情および異議申し立てについて

申込者等からの S-JQA マーク認証制度全般に対する苦情、認証の決定に関する異議申し立て、あるいはその他の利害関係者からの苦情等については、規定に基づき誠意をもってこれに対応します。

なお、異議がある場合には、事由が発生した日から 45 日以内に文書にてお申し出ください。申し立てを受理した日より 3 ヶ月以内に回答します。

### 3. 手続きについて

お客さまが当機構にS-JQA マーク認証制度のお申し込みをしてから、S-JQA マーク認証を取得されるまでの流れは、添付2の図-1に記載しています。

#### 3-1. 申し込み

「JQA 認証・試験・海外認証等 申込書」および「S-JQA マーク認証 申込書」にご記入いただき、下記まで郵送、またはメールあるいはファックスにて送付してください。

「JQA 認証・試験・海外認証等 申込書」および「S-JQA マーク認証 申込書」は、当機構ホームページからご入手ください。

[http://www.jqa.jp/service\\_list/safety/action/application/sjqa.html](http://www.jqa.jp/service_list/safety/action/application/sjqa.html)

以下の書類を送付してください。

必要書類	申込内容				
	新規	変更	モデル追加	工場変更	工場追加
JQA認証・試験・海外認証等 申込書	○	○	○	○	○
S-JQAマーク認証 申込書	○	○	○	○	○
製造工場リスト	○	○	○	○	○
類似モデルの概要	※1	※1	○	-	-
変更内容比較表	※1	○	○	-	-
回路図	○	※1	※1	-	-
重要部品リスト	○	○	○	-	-
写真/外観図	○	※1	※1	-	-
取扱説明書/仕様書/カタログ	○	※1	※1	-	-
初期工場調査チェックシート	※1	-	-	※1	※1
委任状	※2	※2	※2	※2	※2

備考:※1 該当する場合に限る。

※2 委任状は申込者の代理人を通じて申し込みを行う場合に限り必要。

なお、S-JQA マーク認証の評価上、追加資料が必要な場合には当機構よりご連絡いたしますので、ご提出ください。

送付先:

一般財団法人 日本品質保証機構 安全電磁センター営業課

F a x : 042-679-0170

E-mail : jtp-safety-cstm@jqa.jp

T e l : 042-679-0246

住 所 : 〒192-0364 東京都八王子市南大沢 4-4-4

または、

一般財団法人 日本品質保証機構 北関西試験センター営業課

F a x : 072-728-6848

E-mail : kita-customers@jqa.jp

T e l : 072-729-2244

住 所 : 〒562-0027 大阪府箕面市石丸 1-7-7

### 3-2. 製品試験・初期工場調査の実施

#### (1) 製品試験

S-JQAマーク認証の試験基準は、電気用品安全法の対象製品については電気用品安全法の技術基準を適用しますが、市場の事故情報に基づき安全性確保の観点から「追加基準」を設けています。「追加基準」の詳細は、SCEAのホームページにてご確認いただけます。

また、電気用品安全法の対象外の製品については、Sマーク認証機関である当機構が定める基準、または当機構が認める電気用品安全法の技術基準・JIS・IEC等の基準を適用します。

試験は、これらの規格に基づき、当機構またはお客さまのご希望に応じて、当機構が委託契約している試験所で実施いたします。申込書に記載いただいた適用規格に疑義が生じた場合には、当機構から連絡いたします。

ご提出いただいたサンプル品に対する試験において、適用基準への不適合が判明した場合、当機構は、お客さまへ不適合事項をご報告します。不適合事項の報告を受けた場合、その内容を吟味し、是正措置の実施、当該申し込みの取り下げ等、一定期間内に対応することが必要となります。(当該申し込みの取り下げの場合はご連絡ください)

#### (2) 初期工場調査

初めてS-JQA認証制度に登録する工場は、適切な品質管理体制のもと認証製品を製造することができるかを評価するため、CENELEC方式(欧州の機関が採用している工場調査方式)に準じた工場調査を当機構またはお客さまのご希望に応じて、当機構が委託契約している検査機関が実施します。

初期工場調査の結果、要求事項に対して不適合があった場合には、当機構はお客さまに不適合事項をご報告いたします。不適合事項の報告を受けた場合、是正措置を実施いただき、そのあとに、必要な再調査を実施します。

### 3-3. 認証の決定

製品試験・初期工場調査終了後に、認証実施部署にて S-JQA マーク認証の決定に係る判定を行います。

### 3-4. 契約の締結

S-JQA マークの使用許諾等について契約します。締結は、初めての認証が完了する前に行います。

### 3-5. 認証書の発行

認証が決定した場合、当機構は認証書を発行します。認証書は、申し込みに係る費用の請求書と併せてお送りします。

なお、試験レポートは、申し込みいただいた場合に発行しますが、有料となっています。

### 3-6. 初回ロット検査

以下に該当する場合には、S-JQA マーク認証品の初回量産時に工場を訪問し「初回ロット検査」を行います。初回ロット検査は、最初の出荷ロットに対して、認証時と同じ仕

様の製品が製造されているかおよび、S マーク認証品として出荷が適切か否かを確認します。

- ① カテゴリーごとに初めての認証がされた場合
- ② 製品試験で重大な改善を要する指摘があり、その是正措置の確認が必要と認めた場合
- ③ その他、お客さまから要望があった場合または必要と認めた場合

「初回ロット検査」は分解を要する部品の確認は行わずに、組み立てる前の部品で確認できる範囲で実施します。部品内部の確認が必要と判断された場合は、構造図等の書面により確認します。確認項目は以下のとおりです。

- ① 外観確認
- ② 部品材料確認(メーカー名、型番、定格、該当すれば認証マーク、材料の確認は材料証明により確認)
- ③ 製品表示の確認
- ④ 指摘不適合事項に対する是正実地の確認

「初回ロット検査」に係る費用の請求書は「初回ロット検査」終了後にお送りします。

### 3-7. 申し込み内容の変更・取り下げについて

申し込み受領後に、申し込み内容の変更・取り下げを希望する場合は、速やかにご連絡ください。

## 4. S-JQA マーク認証製品への表示

「S-JQA マーク」は、S-JQA マーク認証制度に基づいて認証された証として、認証取得者が製品等に表示するものです。表示の方法については、添付3の「S-JQA マークのご使用にあたって」を参照してください。

## 5. 認証取得者の権利と義務について

認証取得者は、S-JQA マークを付した製品を製造・出荷することができます。

認証の維持には、年1回の定期工場調査の実施とライセンス維持費用のお支払いが必要となります。

市場における S-JQA マーク認証製品の事故・不具合等の発生を発見した場合は、速やかに当機構に認証取得者が報告をしてください。その他認証取得者の権利と義務については、「契約書」に記述していますので、ご確認ください。

## 6. S-JQA マーク認証の一時停止、取り消しまたは契約解除について

認証の一時停止、取り消しまたは契約解除の主な事項は以下の通りです。実施する場合は、書面にて連絡します。

- (1) 認証継続の要件(技術基準適合等)に適合しない時
- (2) 認証継続に必要な情報(製品あるいは工場の変更等)を報告しないか、虚偽の報告を行った時
- (3) すでに認証の取消しを受けたにもかかわらず S マークを使用した時
- (4) 認証製品以外の製品に S マークを表示している時

(5)契約条項に違反し、催告にもかかわらず違反を是正しなかった時

## 7. 費用について

費用は以下の項目からなります。

- (1) ライセンス料  
新規申し込み、モデル追加申し込み、変更申し込み等における、基本業務費用です。
- (2) 製品試験料  
製品試験に係る費用です。(試験データ活用の場合の検証費用も含みます)
- (3) 初期工場調査料  
製品を製造する工場の初期調査に係る費用です。
- (4) 初回ロット検査料  
初回ロット検査に係る費用です。
- (5) 出張に係る旅費等  
現地審査に係る旅費です。当機構の規定に基づいて費用を算出します。
- (6) 構造レポート料  
製品構造の要点をまとめたレポート発行に係る費用です。
- (7) 試験レポート料(オプション)  
製品試験における試験データをまとめたレポート発行に係る費用です。
- (8) 認証維持費用(ライセンス維持費用)  
1年間(4月1日～3月31日)の認証維持に係る費用です。  
ライセンス維持費用は、維持基本料+定期工場調査料です。
  - (a) 維持基本料は、登録した工場数および品目カテゴリー数によって算出し、毎年度初頭に請求します。
  - (b) 定期工場調査料  
登録工場への訪問調査に係る費用です。毎年訪問調査後に請求します。

### 費用例

- (1) 初めて S-JQA マーク認証を取得する場合(新規申し込み)  
ライセンス料+製品試験料+初期工場調査料+出張に係る旅費等  
+初回ロット検査料+出張に係る旅費等+構造レポート料
- (2) 変更申し込み、モデル追加申し込み  
ライセンス料+製品試験料+構造レポート料
- (3) 工場変更申し込み、工場追加申し込み  
ライセンス料+初期工場調査料+出張に係る旅費等
- (4) 認証モデル取下げ申し込み、登録工場の取り下げ  
無料(認証維持費用に含まれています)
- (5) 認証の維持  
維持基本料+定期工場調査料+出張に係る旅費等

費用は、製品および追加の部品試験の有無によって異なりますので、お申し込み後に個別にお見積もりいたします。事前の見積もりが必要な場合には、以下にお問い合わせください。



お問い合わせ先:

一般財団法人 日本品質保証機構 安全電磁センター営業課

F a x : 042-679-0170

E-mail : [jtp-safety-cstm@jqa.jp](mailto:jtp-safety-cstm@jqa.jp)

T e l : 042-679-0246

住 所 : 〒192-0364 東京都八王子市南大沢 4-4-4

または、

一般財団法人 日本品質保証機構 北関西試験センター営業課

F a x : 072-728-6848

E-mail : [kita-customers@jqa.jp](mailto:kita-customers@jqa.jp)

T e l : 072-729-2244

住 所 : 〒562-0027 大阪府箕面市石丸 1-7-7

(添付 1)

表-1: 製品カテゴリー／品目カテゴリー分類表

分類	製品カテゴリー	品目カテゴリー	製品名
1 類	電線類	1-01 電線	ゴム絶縁電線、合成樹脂絶縁電線、CD 管、電線管電線 等
2 類	電流ヒューズ	2-01 電流ヒューズ	せん形ヒューズ、包装ヒューズ、筒形ヒューズ、管形ヒューズ、封入形ヒューズ、つめ付きヒューズ等
3 類	温度ヒューズ	3-01 温度ヒューズ	温度ヒューズ(自動復帰型、手動復帰型、非復帰型等)
4 類	配線器具類	4-01 スイッチ等	開放ナイフスイッチ、アイロンプラグ、コンセント、タンブラースイッチ、機器組込型スイッチ、マシン用コントローラー等
5 類	変圧器類	5-01 トランス/安定器	ネオン変圧器、ベル用変圧器、玩具用トランス、蛍光灯用安定器、髭そり用トランス、燃焼器具用変圧器等
		5-02 AC Adaptors/充電器	充電器(一般電池用、エレクトロニック・フラッシュ用変圧器類等)、直流電源装置等
		5-03 部品型電源装置	組込型電源等
		5-90 その他の変圧器/電源装置	無停電電源装置、電気さく用電源装置等
6 類	電動機類	6-01 電動機/発電機	かご形3相誘導電動機、ギアモーター等
		6-02 発電器セット(携帯用発電器)	携帯発電器等
7 類	電動力応用機器類	7-01 エアコン	エアコン、電気除湿器、電気冷風機(水冷式)
		7-02 冷蔵庫	電気冷蔵庫、アイスクリームフリーザー、電気冷凍庫、電気製氷器、ミルククーラー等
		7-03 洗濯機/脱水機	洗濯機、脱水機等
		7-04 台所機器/掃除機	カーペットクリーナー、コーヒーミル、ジューサー、ディスパーザー、缶切り器、床磨き器、食器洗器、電気掃除機、肉切り機、電気歯ブラシ、電気餅つき機、肉ひき機等
		7-05 扇風機/換気扇	レンジフード、換気扇、鑑賞魚用電気空気発生器、電気温風機(ファンモーター)等
		7-06 ミシン	ミシン
		7-07 製本用機械	製本用電動断裁機等
		7-08 印刷機	オフセット印刷機等
		7-09 エステ/理髪/家庭用治療電動力応用機器	電気かみそり、電気バリカン、電気マッサージ機、理髪いす、指圧代用器、電気爪磨き機、ひげそり用泡立て器等
		7-10 自動販売機	飲料/固形食料/雑誌/カード自動販売機等
		7-11 噴射/散布/噴霧用機器	電気散水機、電気噴水機、電気噴霧器等
		7-12 液体/気体ポンプ	コンプレッサー、水槽用空気ポンプ、水槽用水ポンプ等
		7-13 その他の家庭用電動力応用機器	超音波加湿器、家庭用ろくろ、家庭用乗物、家庭用電動式おもちゃ等
7-90 その他の電動力応用機器	おしぼり巻き機、おしぼり包装機、サイレン(電動力)、洗濯物仕上げ機械、洗濯物折りたたみ機、繊維切断機、電気オルゴール、包装機械等		
8 類	電熱応用機器類	8-01 電子レンジ/電磁誘導調理器	電子レンジ(単機能/グリル/ヒーター付き)、電磁誘導加熱調理器等
		8-02 調理機器	コーヒーメーカー、エスプレッソコーヒーメーカー、パン焼き機、フライパン、ポップコーンメーカー、やかん、ワッフルアイロン、電気がま、電気トースター、電気ホットプレート、電気天火、投げ込み湯沸かし器等
		8-03 電気暖房機器	温風暖房機、足温器、電気カーペット、電気こたつ、電気ストーブ、電気毛布、電熱マット等

- 続 く -

分類	製品カテゴリー	品目カテゴリー		製品名
8 類	電熱応用機器類	8-04	繊維用乾燥機/アイロン/折りたたみ機器	アイロン、スチームアイロン、電気プレス器、電気温水器等
		8-05	理髪関係機器(ヘアドライヤー等)	ヘアドライヤー、ヘアカラー、毛髪加湿器、ヘルメット型毛髪乾燥機等
		8-06	瞬間湯沸かし器/温水器(水道管直結)	電気瞬間湯沸かし器、電気湯沸かし器、電気温水器等
		8-07	ハンダ・アーク溶接機器	電気はんだごて、アーク溶接機器等
		8-90	その他の電熱応用機器	タオル蒸し器、ラミネーター、鑑賞魚用ヒーター、鑑賞植物用ヒーター、殺虫器(揮発型/燻蒸型)、水道凍結防止器、脱毛器、電気便座、電気点火器等
9 類	電動工具機器類	9-01	携帯用電動工具	インパクトドリル、かんな、グラインダー、ドリル等
		9-02	ペンチツール(卓上型電動工具)	卓上型グラインダー、卓上型ドリル等
		9-03	工作機械	NC 施盤等
10 類	光源応用機器類	10-01	照明器具	蛍光灯スタンド、電気スタンド、ムービーライト、電気捕虫機等
		10-02	映写機/投影機/写真引き伸ばし機	8ミリ映写機、スライド映写機、写真引き伸ばし機、写真引き伸ばし機用ランプハウス等
		10-90	その他光源応用機器	8ミリ編集機(電動式)等
11 類	電子応用機器類	11-01	オーディオ機器	CD ラジカセ(携帯用/ミニコンポ)、アンプ、オーディオチューナー、テープレコーダー、プリアンプ、ラジオ受信機、レコードプレーヤー等
		11-02	ビデオ機器	CDV、VTR、テレビ、ビデオミキサー、プロジェクションテレビ、携帯用テレビカメラ等
		11-03	楽器用機器	オーディオミキサー、オルガン、シンセサイザー、電子ピアノ、電子楽器、アコーデオン等
		11-04	アクセサリ	テープ巻き戻し器、テレビジョン受信機用ブースター、消磁器等
		11-05	遊戯場用、室内遊戯場用機器	CRTゲーム機器、ジュークボックス、電気遊戯盤等
		11-90	その他電子応用機器	インターホン、電子時計等
12 類	事務機・情報処理機器類	12-01	情報処理装置	CPU、コンピューター、スキャナー、ディスプレイモニター、プリンター、プロッター、レーザープリンター、ワープロ等
		12-02	事務用機器	穴あけ機、コレクター、ステッパラー、ソーター、複写機、ペーパーホルダー、タイムレコーダー、金銭登録機、計算機、口述教習機、硬貨計算機、消字器等
		12-03	電話回線接続機器	テレプリンター、ファクシミリ、ワイアレス電話、留守番電話、電話等
		12-04	自動現像機/マイクロフィルム・リーダー	マイクロフィルム・ビューワー、マイクロフィルム・リーダー等
		12-90	その他の事務機・情報処理装置	オーバーヘッド映写機等
13 類	医用電気機器	13-01	家庭用医用電気機器	家庭用超音波吸入器、家庭用電気マッサージ器等
		13-02	医家向け医用電気機器	自動電子血圧計、汎用心電計、眼底カメラ等
		13-03	福祉用電気機器	介護用電動ベッド等
		13-90	その他の電気機器	医用機器用直流電源装置、医用機器用 PC、医用機器用モニター、医用機器用プリンター等
14 類	試験所用機器	14-01	試験所用機器	血液分析装置、オシロスコープ等
		14-90	その他の試験用機器	試験機器用電源装置、その他電気部品等
15 類	その他	15-01	その他完成品機器	高周波ウエルダー、高周波脱毛器、超短波ねずみ駆除器、電気洗浄機、防犯警報機、自動印画水洗い機、自動印画定着機、超音波洗浄機等
		15-90	その他電気/電子部品	キャパシター、ブラウン管、雑音防止器(EMIフィルター)等

注)一部の電気製品は、試験設備等の都合により認証できない場合があります。

(添付 2)

S-JQA マーク認証取得までの流れ

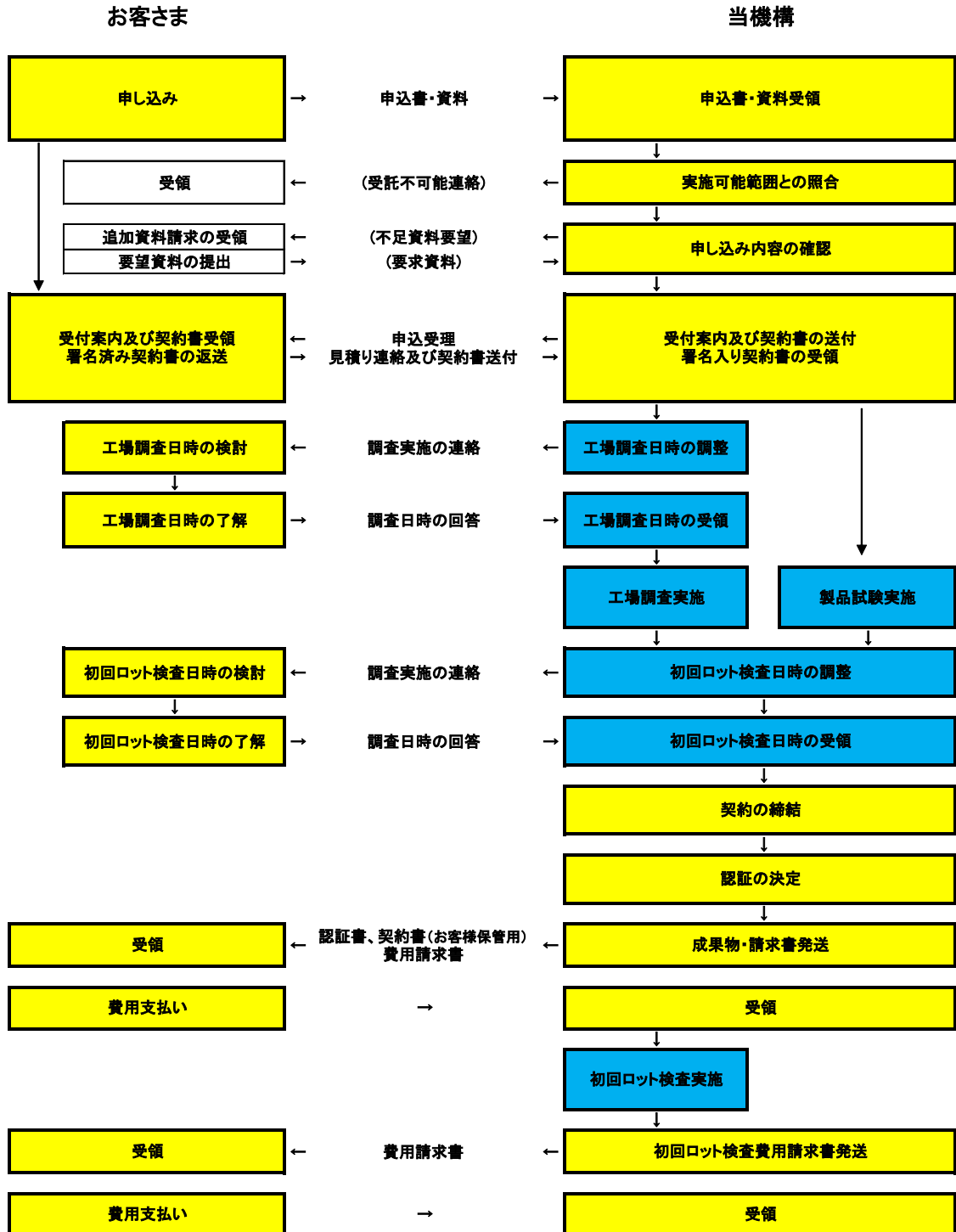


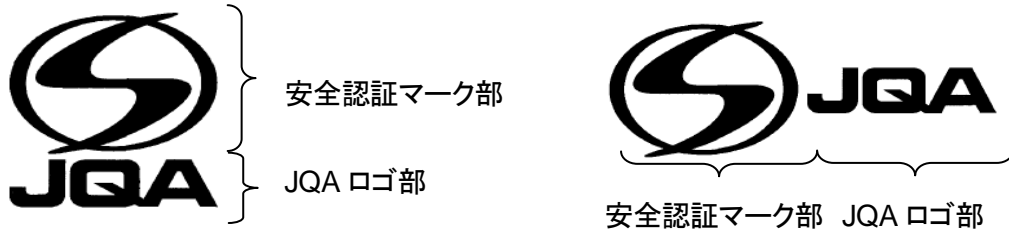
図-1

(添付 3)

## 「S-JQA マークのご使用にあたって」

### 1. 「S-JQA マーク」のデザイン等

- (1) S-JQA マークは、次に示すように、安全認証マーク部(以下「S マーク」という。)および JQA ロゴ部で構成されます。



- (2) S-JQA マークの基本色は、青(JQA ブルー(DICN891)またはプロセスカラー C90%+M60%(近似色))または黒もしくは白抜きとします。ただし、モールド成形による場合は、色の特定は出来ませんので、そのまま構いません。
- (3) S-JQA マークは清刷りを縮小または拡大してお使いください。この場合において、縦横の比率は変えないでください。清刷りを要望される場合は、ご連絡ください。  
 なお、S マークの高さは、2mm(電線類または小型製品においては、1mm)以上を目安としてください。また、JQA ロゴ部の大きさは目視で確認できる程度まで小さくすることができます。

### 2. 製品等への表示

- (1) S-JQA マークは、製品等の本体に表示してください。
- (2) 製品等が小型等により、本体に S-JQA マークを表示することが困難なときは、最小梱包ごと、タグ等適切な方法により表示することができます。この場合、S-JQA マークの表示箇所および表示方法を、あらかじめご連絡ください。
- (3) S-JQA マークは、次の事項とともに表示してください。
- ① 認証取得者名、認証取得者の略称、契約番号または登録商標(商標法(昭和 34 年法律 127 号)第2条第2項の登録商標をいう)。  
 略称または登録商標をご使用されるときは、あらかじめ当機構にご連絡ください。
  - ② モデル名
  - ③ 電気定格(定格電圧、定格周波数、定格消費電力等)
  - ④ 適用試験規格に定められている表示事項
  - ⑤ その他、法令等で定められている表示事項
- (4) S-JQA マーク等は、使用者が容易に識別でき、かつ、容易に消えない方法で、表示してください。
- (5) 部品または半完成品として認証された製品(認証条件として、「最終製品に組み込まれた状態で再評価されることが要求されます。」と認証書に記載された製品です。)の場合には、当該製品が組み込まれた最終製品が認証されているかのような誤解を受けないよう、表示方法等にご注意ください。

### 3. 梱包、カタログ等への副次的表示

- (1) S-JQA マークは、認証の証として製品等の本体に表示する他、その製品等の梱包、カタログ、Web サイト、会社案内等に表示することができます。
- (2) 梱包、Web サイト、会社案内等に表示するときは、他の認証されていない製品等が認証されているかのような誤解を与えないようにしてください。
- (3) S-JQA マークとともに、次に例示する説明文を組み合わせ使用することができます。ただし、例示以外の文章とする場合には、あらかじめご連絡ください。
  - 例 1: この製品は、「JQA 総合製品安全認証制度」に基づき、認証を得ています。
  - 例 2: この製品は、「JQA 総合製品安全認証制度」認証製品です。
  - 例 3: 「JQA 総合製品安全認証制度」認証製品
  - 例 4: S-JQA マーク認証製品
  - 例 5: このマークは、(一財)日本品質保証機構(JQA)が、「JQA 総合製品安全認証制度」に基づき、安全基準への適合性について認証したことを示すものです。本カタログで、このマークのついている製品は、認証されたものです。
- (4) S マークのみを表示することもできます。その際は、以下の例示のような S マークの説明を必ず併記してください。例示以外の文章とする場合には、予めご連絡ください。
  - 例 1: S マークは電気製品が安全基準への適合性について認証されたことを示すものです。
  - 例 2: S マーク認証制度は、認証を希望される製品とその製造工場を公正中立な第三者が専門的な立場で検査し、安全基準への適合性を客観的に証明するもので、自己責任原則に基づく事業者の自己確認を補完する役割を担っています。

### 4. ラベル等での表示

S-JQA マークをシール、ラベル等で表示するときは、少なくとも 2. (3)①に示す認証取得者名等を含めてください。